

割増賃金の基礎となる賃金に関する改正について

労働省

平成11年10月1日から、時間外・休日労働、深夜労働に係る割増賃金の基礎となる賃金に算入しない賃金として、住宅手当を追加することとなりました。

1 時間外・休日労働、深夜労働の割増賃金の支払い

使用者は、労働者に時間外・休日労働、深夜労働を行わせた場合には、時間外労働及び深夜労働について2割5分、休日労働について3割5分以上の割増賃金を支払わなければなりません。（労働基準法第37条第1項及び第3項、労働基準法第37条第1項の時間外及び休日の割増賃金に係る率の最低限度を定める政令）

2 割増賃金の算定

割増賃金の額は、

$$1 \text{ 時間あたり賃金額} \times \text{時間外・休日労働又は深夜労働を行わせた時間数} \times \text{割増率}$$

となります。

なお、これらの計算に当たっては、

- ① 家族手当
- ② 通勤手当
- ③ 別居手当
- ④ 子女教育手当
- ⑤ 臨時に支払われた賃金
- ⑥ 1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金

は算入しないことができることとされています。これらは制限的に列挙されているものであり、これらに該当しない賃金は全て算入しなければなりません。

これらは、労働と直接的な関係が薄く個人的事情に基づいて支給されている賃金であることなどから除外されているものです。

今回の改正により、さらに、これら算入しないことができる賃金に、平成11年10月1日から住宅手当を追加することとなりました。

（労働基準法第37条第4項、労働基準法施行規則第21条）

3

除外される住宅手当の具体的範囲

住宅手当については、割増賃金の基礎から除外されることとなりましたが、「住宅手当」という名称の手当であれば、すべて除外することができるというわけではありません。これまで、家族手当や通勤手当については、それぞれ扶養家族数や通勤に要する費用、通勤距離に応じて支給される手当のみが除外することができたわけですが、住宅手当についてもこれと同様です。具体的には、次のとおりです。

① 範囲の考え方

- イ 割増賃金の基礎から除外される住宅手当とは、住宅に要する費用に応じて算定される手当をいうものであり、手当の名称の如何を問わず実質によって取り扱うことが必要です。
- ロ 住宅に要する費用とは、賃貸住宅については、居住に必要な住宅（これに付随する設備等を含む。以下同じ。）の賃借のために必要な費用、持家については、居住に必要な住宅の購入、管理等のために必要な費用です。
- ハ 費用に応じた算定とは、費用に定率を乗じた額とすることや、費用を段階的に区分し費用が増えるにしたがって額を多くすることです。
- ニ 住宅に要する費用以外の費用に応じて算定される手当や、住宅に要する費用に関わらず一律に定額で支給される手当は、除外される住宅手当には当たりません。

② 具体例

①の考え方に関して具体例を示せば、次のとおりとなります。

イ 除外される住宅手当に当たる例

イ) 住宅に要する費用に定率を乗じた額を支給することとされているもの。例えば、賃貸住宅居住者には家賃の一定割合、持家居住者にはローン月額的一定割合を支給することとされているもの。

ロ) 住宅に要する費用を段階的に区分し、費用が増えるにしたがって額を多くして支給することとされているもの。例えば、家賃月額5～10万円の者には2万円、家賃月額10万円を超える者には3万円を支給することとされているようなもの。

ロ 除外される住宅手当に当たらない例

イ) 住宅の形態ごとに一律に定額で支給することとされているもの。例えば、賃貸住宅居住者には2万円、持家居住者には1万円を支給することとされているようなもの。

ロ) 住宅以外の要素に応じて定率又は定額で支給することとされているもの。例えば、扶養家族がある者には2万円、扶養家族がない者には1万円を支給することとされているようなもの。

ハ) 全員に一律に定額で支給することとされているもの。

4

就業規則の変更等

今回の改正を踏まえ、割増賃金の取扱いの見直しを行う場合には、割増賃金の算定基礎から除外することができる住宅手当の範囲を正しく理解するとともに、労使間で十分に話し合った上で、就業規則の変更、届出等の必要な手続を行って下さい。

なお、これまでと同じように住宅手当を算定基礎から除外しないという取扱いを行うことは、何ら差し支えありません。

問い合わせ先

割増賃金制度の詳細については、最寄りの労働基準監督署にお問い合わせ下さい。